

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年5月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	オンキヨー株式会社
証券コード	6628
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（JASDAQ市場）

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド（Evo Fund）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッド方
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 日高英太郎
電話番号	03-6775-1000

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社 （Evolution Japan Asset Management Co., Ltd.）
住所又は本店所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート12F
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 日高英太郎
電話番号	03-6775-1000

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.16
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年5月20日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オーエス・ホールディング株式会社より借株17,258,000株（17,258,000株のうち15,000,000株は、オーエス・ホールディング株式会社から借株を行った第三者の返還義務を引き受けたものであり、オーエス・ホールディング株式会社から提出者への実質的な株券の移転はなかった。）。

大拙直人氏より借株4,000,000株。

BNP Paribas, London Branchより借株3,300,000株。

Credit Suisse AG, Dublin Branchより借株3,221,700株。

Merrill Lynch Internationalより借株3,217,900株。

発行者と提出者は2020年1月17日付の新株予約権の第三者割当に関して、買取契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、同契約に定める一定の条件が存在する場合に、新株予約権付社債及び新株予約権証券（第8回）に付随する新株予約権を行使しないことに合意している。また、提出者は、新株予約権証券（第8回又は第9回）を移転しようとする場合、発行者の役員会から同意を得ることについても合意している。

発行者は、2020年5月20日付の取締役会において新株予約権（第8回）1,240,000個を新株予約権（第8回）の条件に従い2020年6月4日に取得することを決議し、かかる決議について提出者に通知した。

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オーエス・ホールディング株式会社より借株17,258,000株（17,258,000株のうち15,000,000株は、オーエス・ホールディング株式会社から借株を行った第三者の返還義務を引き受けたものであり、オーエス・ホールディング株式会社から提出者への実質的な株券の移転はなかった。）。

大拙直人氏より借株4,000,000株。

BNP Paribas, London Branchより借株3,300,000株。

Credit Suisse AG, Dublin Branchより借株3,221,700株。

Merrill Lynch Internationalより借株3,217,900株。

発行者と提出者は2020年1月17日付の新株予約権の第三者割当に関して、買取契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、同契約に定める一定の条件が存在する場合に、新株予約権付社債及び新株予約権証券（第8回）に付随する新株予約権を行使しないことに合意している。また、提出者は、新株予約権証券（第8回又は第9回）を移転しようとする場合、発行者の役員会から同意を得ることについても合意している。

発行者は、2020年5月20日付の取締役会において新株予約権（第8回）1,240,000個（124,000,000株分）を新株予約権（第8回）の条件に従い2020年6月4日に取得することを決議し、かかる決議について提出者に通知した。